

# 宮津市公報

平成30年12月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目 次

### 条 例

- 24 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例 ..... 1

### 規 則

- 15 宮津市食品卸売センター条例施行規則を廃止する規則 ..... 1

### 告 示

- 129 宮津市公印（市印凸版及び市長印）の電子印の作成 ..... 1  
130 宮津市議会定例会の招集 ..... 2  
131 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更(田井自治会)..... 2

### 公 告

- 56 公示送達 ..... 3  
57 平成31年度宮津市職員採用試験【後期試験】の合格者 ..... 3  
58 宮津市職員採用試験【後期試験(追加実施分)】実施要項 ..... 3

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 19 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 8

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 60 有権者総数の50分の1の数 ..... 8  
61 有権者総数の3分の1の数 ..... 9  
62 有権者総数の6分の1の数 ..... 9

条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第24号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び第4条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市食品卸売センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年11月13日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第15号

宮津市食品卸売センター条例施行規則を廃止する規則

宮津市食品卸売センター条例施行規則（平成2年規則第17号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第129号

宮津市公印のうち市印凸版及び市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成30年11月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市印凸版 介護保険被保険者証、介護保険資格者証その他介護保険に関する認定証及び確認証専用 (介護保険資格者証)	平成31年1月1日
<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書 (介護保険負担割合決定通知書) (社会福祉法人利用者負担金減免対象決定通知書) (介護保険暫定通知書)	

	(介護保険料納入(決定)通知書 兼 特別徴収決定通知書) (介護保険料納入(変更)通知書 兼 特別徴収決定通知書) (介護保険給付の支払一時差止等予告通知書) (給付の支払一時差止等予告通知書(介護保険)) (介護保険滞納保険料控除通知書) (介護保険支払方法変更通知書) (介護保険料(特別徴収分)領収証書) (督促状(介護保険)) (口座振替領収証書(介護保険)) (介護保険償還払支給(不支給)決定通知書) (介護保険その他償還払支給(不支給)決定通知書) (介護保険高額介護予防サービス費相当事業費支給(不支給)決定通知書) (高額医療合算介護(予防)サービス費支給(不支給)決定通知書) (高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給(不支給)決定通知書) (介護保険基準収入額適用申請決定通知書) (介護保険基準収入額適用申請却下通知書) (高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票(総合事業分)) (介護保険追加支給額通知書) (介護保険追加変換請求通知書) (介護サービス利用者の非課税年金の受給状況について(照会))	
<p>&lt;省略&gt;</p>	市長印 介護保険に関する証明専用 (介護保険受給資格証明書) (介護保険自己負担額証明書) (介護保険自己負担額証明書(総合事業分)) (介護保険自己負担額証明書(平成20年度用)) (納付証明書(介護保険))	

\* \* \*

宮津市告示第130号

平成30年第5回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月26日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 平成30年12月3日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

\* \* \*

宮津市告示第131号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 石 田 照 喜

3 変更年月日 平成30年3月4日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成30年11月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

公 告

宮津市公告第56号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成30年11月16日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第57号

平成31年度宮津市職員採用試験【後期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成30年12月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

受験番号

J 1 0 0 5

———— \* \* \* ————

宮津市公告第58号

宮津市職員採用試験【後期試験(追加実施分)】実施要項

平成31年度宮津市職員採用試験【後期試験(追加実施分)】を次のとおり実施します。

平成30年12月3日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれかに該当する方 ① 平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校(各同程度と認めるものを含む。)を卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方 ② 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校(同程度と認めるものを含む。)を平成30年3月に卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方
一般事務職 (身体障害者 対象)	次のいずれかに該当する方 ① 平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校(各同程度と認めるものを含む。)を卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方で、身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校(同程度と認めるものを含む。)を平成30年3月に卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方で、身体障害者手帳の交付を受けている方

建築技術職	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方
土木技術職	平成2年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方
保健師	平成2年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（平成31年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
社会福祉士	平成2年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する方（平成31年3月末日までに同資格の取得見込みの方を含む。）

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 「保健師」及び「社会福祉士」において、免許等を取得見込みで受験した方が、平成31年3月末日までに免許等を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
建築技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、1級又は2級建築士のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（建築関係業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年12月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。
土木技術職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門又はこれに準ずる部門）のいずれかの資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（土木関係の設計業務、施工管理等の業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年12月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。
保健師	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、保健師免許を有する方 ② 民間企業等で職務経験（保健師業務に限る。）が3年以上ある方（平成30年12月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。
社会福祉士	次のいずれにも該当する方 ① 昭和48年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方で、社会福祉士資格を有する方 ② 民間企業等で職務経験（社会福祉士業務に限る。）が5年以上ある方（平成30年12月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数 ((1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数)

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
一般事務職 (身体障害者対象)	若干名
建築技術職	若干名
土木技術職	若干名
保健師	若干名
社会福祉士	若干名

2 試験の日時及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成31年1月12日(土) 午前8時30分(午前8時20分集合)	第1次試験合格者に文書で通知します。
場所	宮津市福祉・教育総合プラザ (宮津シーサイドマートミッブル内)	宮津市役所

※ 一般事務職(身体障害者対象)の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第1次試験

① 試験科目

区分	試験科目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
一般事務職 (身体障害者対象)	一般教養試験・作文・適性検査
建築技術職	一般教養試験・専門試験(建築)・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験(土木)・適性検査
保健師	一般教養試験・専門試験(保健師)・適性検査
社会福祉士	一般教養試験・作文・適性検査

② 試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数40題・試験時間2時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	多枝選択式筆記試験・出題数30題 試験時間2時間(高校卒、保健師は1時間30分)
建築 (大学・短大・高専)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
建築 (高校卒)	数学・物理、情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
土木 (大学・短大・高専)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
土木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間10分
作文	筆記試験 試験時間50分

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成30年12月3日以後に診断されたものに限ります。）

②個別面接

(2) 社会人試験

第1次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
建築技術職	基礎教養試験・適応性試験・作文
土木技術職	
保 健 師	
社会福祉士	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数75題・試験時間1時間30分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の3分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間20分
作 文	作文については、下記の記入要領に基づき、試験日当日に持参し、提出してください。 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識 (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、平成30年12月3日以後に診断されたものに限ります。）

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格発表	2月上旬(予定)	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	2月下旬(予定)	

※ 電話による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。なお、この

名簿の有効期間は、平成32年3月31日までです。

6 採用予定年月日

平成31年4月1日

7 受験申込みの方法

提出書類	<p>《一般試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。）</p> <p>※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p> <p>⑤社会福祉士資格の写し（社会福祉士受験者のみ。）</p> <p>※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。</p> <p>⑥身体障害者手帳の写し（一般事務職（身体障害者対象）受験者のみ。）</p>
	<p>《社会人試験》</p> <p>①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き）</p> <p>②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）</p> <p>③最終学年までの成績証明書</p> <p>※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。</p> <p>※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。</p> <p>④職務経歴書</p> <p>⑤資格・免許状の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築技術職…1級又は2級建築士のいずれかの資格の写し</li> <li>・土木技術職…1級土木施工管理技士又は技術士のいずれかの資格の写し</li> <li>・保健師…保健師免許状の写し</li> <li>・社会福祉士…社会福祉士資格の写し</li> </ul>
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、82円切手をはったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所総務部総務課職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

平成30年12月3日（月）から平成30年12月26日（水）まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

※ 郵送の場合は、12月26日（水）〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※ 受付時に受験票をお渡しします。

郵送受付の場合、後日、受験票を送付しますが、1月4日（金）までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。

※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。

※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。

9 給与等

(平成30年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	179,200円	159,800円	147,100円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

#### 10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び 総合得点	各合格発表の 日から2週間	宮津市役所本館3階（総務 部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日 を除く、午前8時30分から 午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

#### 11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市宇柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121内線231・232

#### 【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 成年被後見人又は被保佐人
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 会場位置図（略）

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第19号

平成30年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 平成30年11月21日（水）午前9時

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ〔第1コミュニティルーム〕3階

## 選挙管理委員会

### 《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第60号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

3 1 6 人

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第61号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月 3 日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5, 2 5 4 人

————— \* \* \* —————

宮津市選挙管理委員会告示第62号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年12月 3 日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2, 6 2 7 人